

令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の活力が低下している農業集落地域の活性化を図るため、地域の複数の農業者が中心となって取り組む地域の農業の活性化に資する事業（以下「農業集落地域活性化事業」という。）を実施しようとする地域の団体に対し、予算の範囲内で青森市農業集落地域活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって地域農業の担い手の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市が定める農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の目標地図（同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者で、青森市内に在住の者
- (2) 地域の団体 農地を含む市内の任意の地域（他の事業で対象となる地域と重複していないものに限る。）に所在する町会、町内会及び企業等の団体で、事業に主体的に取り組む複数の農業者を含むもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、地域の団体が行う農業集落地域活性化事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、地域の団体の懇親や娯楽のみを目的とする事業は除く。

- 2 一の会計年度で交付する補助金の対象となる事業の数は、一地域の団体につき一事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、地域の団体が補助事業を実施するために要する経費（以下「補助対象経費」という。）とし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 懇親会等に係る飲食経費
 - (2) 参加賞購入費、謝礼等（講習会等の講師への謝礼を除く。）
 - (3) 交通費
 - (4) 抽選会等の実施に係る景品代
- 2 地域の団体が補助事業の実施に当たり民間団体（企業、公益法人及び協同組合等をいう。）の助成制度により助成を受けた場合は、補助対象経費から当該助成額を控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と300,000円とを比較していずれか低い額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定して当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。)第5条の規定による条件は、市長が前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「事業主体」という。)に対して行う補助事業(補助対象経費に備品購入費を含む補助事業に限る。)により購入した備品等に関する調査等に協力することとする。

(変更等の承認)

第9条 事業主体が事業内容を変更(事業内容に著しい変更を及ぼさないものであって、交付決定を受けた補助金の額に変更がない軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業変更(廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 事業主体は、補助事業が完了したときは、令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績効果報告書(様式第6号)
- (2) 事業費精算書(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書等を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の交付額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に第7条の規定により通知した金額の2分の1の額を限度として一部を交付することができる。

2 事業主体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業補助金(概算)請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の着手)

第13条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、第7条の規定による補助金の交付の決定前に補助事業に着手(第6条の規定による申請後の着手に限る。)するときは、令和8年度青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付決定前着手届(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(他の制度との調整)

第14条 この要綱は、国、県等又は市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業については適用しないものとする。

(取扱方法)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。